

高等教育機関における教育・研究改革の一体的推進！

〈「高等教育・研究改革イニシアティブ（戦略）」～柴山イニシアティブ～〉

平成 31 年 2 月 1 日、文部科学省は、意欲ある者の「高等教育機関への進学機会の確保」と合わせて、高等教育・研究機関の取組・成果に応じた手厚い支援と厳格な評価を徹底することにより、「教育」「研究」「ガバナンス（大学経営・管理）」改革を一体的に進めるため、「高等教育・研究改革イニシアティブ」を取りまとめ、公表した。

高等教育・研究改革イニシアティブ（以下：柴山イニシアティブ）の概要（全日教連要約・抜粋）

〈 柴山イニシアティブ：基本的な考え方 〉

- 今後、より一層少子高齢化やグローバル化が進展する社会において、Society5.0 に向けた人材育成やイノベーション創出の基盤となる大学改革は急務

そこで

- 国の責任において、意欲有る若者の高等教育機関への進学機会を確保するとともに、高等教育・研究期間の取組・成果に応じた研究資金等の手厚い支援と厳格な評価を徹底することにより、「教育」「研究」「ガバナンス」改革を加速化

そして

- 『世界を牽引するトップ大学群』と『地域や専門分野をリードする大学群』を形成するとともに、『最前線で活躍する研究者』『次代を担う学生』の活躍を促進

〈 柴山イニシアティブ：主な取組のうち、意欲有る若者の進学機会の確保に関連するもの 〉

★ **低所得の家庭の子供たちへの修学に係る経済的負担の軽減を図ることにより、高等教育機関へのアクセスできる機会を確保**

厳格な
評価

- 低所得者世帯の学生への経済的支援の充実
(高等教育機関での授業料減免、高等教育機関進学後の給付型奨学金の大幅拡充)

支給対象学生の学業に関する要件

高等学校等 在籍時	成績だけで否定的な判断をせず、 <u>高校等がレポートの提出や面談等により、本人の学習意欲や進学目的等を確認</u> し、高等教育機関進学後の支給対象者を決定
大学等へ 進学後	学習状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切る

〈 柴山イニシアティブ：工程表 〉

2018 年度	2019 年度	2020 年度
2月12日、「大学等における修学の支援に関する法律案」を閣議決定	支援対象者の採用の手続き 大学等の要件の確認手続き	授業料等減免の実施 給付型奨学金の給付

※ 本プランの詳細につきましては、右のQRコードや下のURLから閲覧できます。是非御覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/other/1413322.htm



上記「高等教育機関へのアクセスできる機会の確保」において、授業料減免や給付型奨学金の支給が明示された理由には、以下の2点がある。

- ① 最終学歴によって生涯獲得賃金に差がある（高卒と大学・大学院卒の差は、約7,800万円）。
- ② 低所得の家庭の子供たちは、高等教育機関への進学率が低い（高等教育機関への進学率は、全世帯の約80%に対して、住民税非課税世帯は40%と推計）。

家庭の経済格差により、子供たちが学ぶ機会を奪われることはあってはならず、本プランにより「幼児教育の無償化」「高等学校等就学支援金制度」そして、「大学等における修学の支援」と、それぞれの段階において家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ機会を確保することに資する施策が展開されることとなる。

全日教連は、高等学校部を中心に、生活困窮下にある高校生の支援充実に要望してきた。本プランの取組は、このような高校生が、進学を考える際の経済的な不安を払拭することにつながる。来年度以降の要望活動においても、引き続き学ぶ意欲のある児童生徒にその機会を確保することに直結する施策推進を、関係省庁に要望していく。